

旭川市消費者被害防止ネットワーク設置要綱

旭川市消費者被害防止ネットワーク設置要綱（平成24年12月13日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、官公署、消費生活に関係する各種団体・機関・事業者等が、悪質商法や消費者トラブル等（以下「悪質商法等」という。）に関する消費者情報を共有し、市民への周知などで協力連携することにより、地域全体で悪質商法等による消費者被害の未然防止に資することを目的とする。

（ネットワークの設置）

第2条 市長は、前条の目的を達成するために、本市の関係部局、市内に所在する官公署並びに消費者、高齢者及び障害者の団体、教育機関、金融機関、地域包括支援センター、その他協力可能な事業者等（以下「関係機関等」という。）で構成する旭川市消費者被害防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

2 ネットワークは、本市の関係部局及びこのネットワークの趣旨に賛同し、加入することに同意した関係機関等（以下「加入機関等」という。）で組織する。

（役割）

第3条 ネットワークは、それぞれ次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市長は、悪質商法等に関する消費者情報の収集に努め、得られた当該情報を必要に応じ速やかに加入機関等へ提供するほか、ネットワークに関連する情報を作成配信する。
- (2) 加入機関等は、前号により提供された情報を所属会員、所属職員等に周知すると共に、当該職員等は、業務で市民と接する機会等に併せて当該情報の提供やそれに基づく注意喚起に努める。
- (3) 加入機関等及び所属職員等は、市民が悪質商法等で困っている状況やその可能性に気付いたときは、当該市民に旭川市消費生活センター（以下「センター」という。）への相談を促すと共に、自らもセンターへの情報提供に努める。
- (4) 加入機関等は、関係機関等が実施する消費者教育・啓発活動等への積極的な参加・協力を努めるほか、消費者被害を防止するための行動や活動の支援に努める。

（連絡方法）

第4条 加入機関等への消費者情報の提供、情報交換等の連絡は、電子メールにより行うことを基本とする。ただし、加入機関等が情報機器への外部接続が遮断されている等の理由により、他の連絡方法を希望する場合は、FAXにより行う。

(加入, 脱退の届出等)

第5条 ネットワークへの加入は, 旭川市消費者被害防止ネットワーク加入届(様式第1号)を, ネットワークからの脱退は旭川市消費者被害防止ネットワーク脱退届(様式第2号)をセンターに提出することにより行う。

2 前項に規定する加入及び脱退は, 関係機関等又は加入機関等の任意の判断により行うものとする。

3 加入機関等は, 届け出た事項のうち, 名称, 所在地, 電話番号, メールアドレス(FAXを使用の場合はFAX番号)に変更があったときは, センターに当該変更事項を連絡するものとする。

(庶務)

第6条 加入機関等との連絡調整等をはじめとしたネットワークの庶務は, センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか, 必要な事項に関しては, 市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は, 令和元年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前にネットワークに加入していた関係機関等については, 改正後の旭川市消費者被害防止ネットワーク設置要綱の規定に基づき加入したものとみなす。